

# 森林経営管理法による不動産登記に関する政令案の概要

## 第1 政令案の概要

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和7年法律第48号。以下「改正法」という。）により、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の一部改正などが行われた。

改正法による改正後の森林経営管理法（以下「新森林経営管理法」という。）第54条において、同法第52条第1項の規定による公告があった権利集積配分一括計画に係る土地の登記について、政令で、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「不登法」という。）の特例を定めることができることとされたことから、これに伴う不登法の特例を定めるために、本政令を制定するものである。

## 第2 内容

### 1 趣旨関係

本政令案は、新森林経営管理法第54条の規定による不登法の特例を定めるものとする。

### 2 嘱託登記関係

新森林経営管理法第51条第4項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係る土地について、その公告によって所有権の移転の効果が生じた場合に、所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求を要件として、市町村に所有権の移転の登記の嘱託の権限を付与するとともに、その嘱託を義務付けるものとする。

### 3 嘱託登記の手続関係

前記2の登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成16年政令第379号）第3条各号に掲げる事項のほか、前記2の登記を嘱託する旨を嘱託情報の内容とし、かつ、次の①及び②に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。

- ① 新森林経営管理法第52条第1項の規定による公告があったことを証する情報
- ② 登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報

### 4 嘱託登記の登記識別情報の通知関係

前記2の登記の嘱託に基づいて登記がされた場合に、登記官が登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知しなければならないものとし、当該登記識別情報の通知を受けた嘱託者がこれを登記権利者に通知しなければならないものとする。

## 5 代位による登記の嘱託関係

市町村が前記2の登記を嘱託する場合において、次の①から④までに掲げる登記を当該①から④までに定める者に代わって嘱託することができるものとする。

- ① 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人
- ② 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
- ③ 所有権の保存の登記 表題部所有者の相続人その他の一般承継人
- ④ 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人

## 6 代位による登記の登記識別情報関係

前記4の登記識別情報の通知は、前記5の代位による所有権の保存の登記及び相続その他の一般承継による所有権の移転の登記の嘱託について準用する旨を定めるものとする。

## 7 法務省令への委任関係

この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとする。

## 第3 施行期日

改正法の施行の日から施行する。